

平成24年度

「防犯灯維持管理費補助金」
申請の手引き

(自治会町内会・地区連合町内会用)

平成24年3月

横浜市消防局地域安全支援課

*この手引きは、平成24年度予算案が横浜市会において議決
(3月23日)されることを条件としています。



地域のコミュニケーションを大切に。

目次

	(ページ)
1 趣旨	(1)
2 補助対象	(1)
3 補助金額	(1)
4 申請期間等	(1)
5 申請書類	(2)
6 その他	(2)

参 考

1 申請書の記入箇所	(3)
2 ・電気料金等領収書	(4)
・東京電力からのお知らせ	(5)
3 電気料金集約分内訳表	(6)
4 問い合わせ先 (東京電力㈱カスタマーセンター)	(7)

1 趣旨

夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、町内会等が行う防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象

- (1) 補助の対象となる防犯灯は、4月1日現在設置されており、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしている次のものとしてします。

ア 町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 町内会等の所有となっていないものにあつては、アの防犯灯に準ずるものとして町内会等が認めたもの

※ 集合住宅の管理組合等が所有する防犯灯であっても、不特定多数の市民が通行する道路・通路（外周道路など）を照らしており、町内会等が認めたものは、補助対象となります。（補助対象の認定は、申請に基づいて区役所が現地調査等により行います。）

- (2) 次に掲げる照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置したLED防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する道路・通路を照らしている照明や、公園灯・足元灯など

ウ 駐車場、駐輪場等の照明

エ ネオンサイン等の装飾目的の照明

オ 商店街の街路灯（商店街灯） など

3 補助金額

1灯につき、年額2,200円（上限）

※補助金額は、照明の明るさ（20W・40W・100Wなど）に関わらず、1灯あたり年額2,200円となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請期間等

- (1) 申請期間 4月から6月末まで（厳守）

- (2) 提出場所 各区役所 地域振興課（保土ヶ谷区は地域協働課）

5 申請書類

「平成24年度 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」（3ページ参照）

- 電気料金等領収証（4月分）のコピー（4ページ参照）
- 電気料金集約分内訳表（4月分）のコピー（6ページ参照）
（合計数の記載がある最終頁のみで結構です）
- その他、必要に応じた書類

※ 集合住宅など、防犯灯数を特定する必要がある場合は、防犯灯の位置図が必要です。

※ 新たに集合住宅の管理組合等が所有する防犯灯の補助を申請する場合は、集合住宅の管理組合等と町内会等の双方が取り交わした書類（覚書・総会資料など）が必要です。

6 その他

(1) 横浜市が設置したLED防犯灯の維持管理

横浜市が設置したLED防犯灯については引き続き市が所有し、電気料金の支払いや故障時の対応などを行います。自治会町内会の皆様には故障などの連絡をお願いします。

ア 維持管理の役割分担

横浜市の役割 → 電気料金の支払い、故障時の対応（修繕の手配や支払いなど）
町内会等 → 日常点検（故障等の発見、横浜市への連絡）

イ 識別方法

横浜市が設置したLED防犯灯には、区名と管理番号が記載された「黄色のプレート」や「銀色のシール」を電柱等に掲示しています。



▲プレート（電柱用）



▲シール（ポール用）

ウ LED防犯灯の故障などを発見した場合は、管理番号または電柱番号をご確認の上、
消防局地域安全支援課（334-6493）に、ご連絡ください。

※その他の蛍光灯防犯灯等については、従前どおり、町内会等が所有し、電気料金の支払いや故障時の対応を行っていただきます。

参 考

1 申請書の記入箇所

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

平成24年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費 補助金交付申請書

平成 年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地
団体名
代表者名

平成24年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

2 防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（防犯灯数） （補助単価） （申請金額）

__ 灯 × @ 2, 200 円 = __ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

防犯灯の「灯数」と「金額」を記入してください。

（2）防犯灯維持管理費補助金関係

- ①町内会等の支払名義の防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
 - ②町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
 - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は東京電力株式会社が発行したものです。

2 電気料金等領収証

(1) 電気料金等領収証は、毎月、東京電力(株)から発行される書類です。領収証には、契約者(町内会等名称)や、お客さま番号が記載されています。

万一、領収証を紛失等した場合は、東京電力(株)に再発行の手続きをしてください。手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、これを領収証の代替とします。(有料)

(2) 一括前払契約をしている場合は、その時に電気料金等領収証の代わりとして発行される「東京電力からのお知らせ」(5ページ参照)のコピーでも結構です。

(電気料金等領収証)

電気料金等領収証

毎度ご利用いただきありがとうございます。

240-0001
横浜市 保土ヶ谷区
川辺町
2番(地) 9号
棟 号
横浜市消防局 地域安全支援課 様

年 月 分	金 額
24 年 4 月	12,345 円
うち消費税等相当額	(587円)

お客さま番号 (702-26-06809-06842-6-00)

地区番号 26 お客さま番号 06809-06842-6-00

ご契約名義 横浜市消防局 地域安全支援課様
ご使用場所 横浜市 保土ヶ谷区 川辺町 2番(地) 9号 棟 号

ご契約種別 使用期間 月 日 ~ 月 日

ご契約	ご使用量	うち夜間ご使用料	振替月日
*****	*****kwh	kwh	月 日

金融機関名 店舗コード 口座番号

印紙税申告納付につき領収税務署承認済

**「お客さま番号」です。
(電気料金集約分内訳表の番号と同じ)**

**契約者の名義です。
(自治会町内会やその代表者)**

東京電力株式会社
横浜 支社
横浜市 西区

左記金額を口座振替により、領収させていただきます。

3 電気料金集約分内訳表

(1) 「電気料金集約分内訳表」は、まとめ契約をしている契約者に、毎月、東京電力(株)から発行される書類です。この書類には、防犯灯の灯数やお客さま番号などが記載されています。これで申請灯数を確認します。

(2) まとめ契約をしていない場合は、まとめ契約の手続きをお勧めします。

(3) その他、留意事項

※ 一括前払契約をしている場合は、「電気料金集約分内訳表」は発行されませんので、東京電力(株)カスタマーセンターに発行の申込みをしてください。

※ 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯を補助申請する場合は、防犯灯位置図を作成し、灯数を特定し申請してください。

電気料金集約分内訳表										店所番号702					
平成24年4月分															
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用)		種別	ご契約					5時間通電割引容量 別容量 容量又は戸数	による差額 1 桶(円)	右記金額に含まれる 消費税等相当額(円)	金額 (円)	
			お客さま番号	種別		10W	20W	40W	60W	100W					200W
ヨコハマシ ショウボウキョク様	J110132	26	06809 -	06842 - 6 - 00	0										
ヨコハマシ ショウボウキョク様	J110136	26	06809 -	06842 - 7 - 00	0										
ヨコハマシ ショウボウキョク様	J110148	26	06809 -	06842 - 8 - 00	0										
様															
様															
様															
様															
240-0001 ヨコハマシ ホドガヤク カワベチヨウ	2 9		定額電灯の 合計 灯・機器数	契約口数	10W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	500W			
			11	11			11	2							
領収証(領替通知)の お支払人氏名	ヨコハマシ ショウボウキョク様	26	地区番号	お客さま番号	合計精算額		合計一括前払割引額		合計金額に含まれる消費税等相当額		合計金額に含まれる太陽光設置		合計金額		
				06809 - 06842 - 6 - 00											

各ワットの数量の「合計」が、灯数
例: 11(40W) + 2(60W) = 13(灯数)

代表の「お客さま番号」
(電気料金等領収証と同じ番号)

※ 防犯灯種類とその区分

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に入ります。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。また、40Wの水銀灯などの防犯灯は、60W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	20Wや32Wの蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	40Wの水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	集合住宅や商店街などの街路灯
100Wをこえ100Wごとに	200W	集合住宅や商店街などの街路灯

4 問い合わせ先

町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力が発行している書類（電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表）、契約の変更などについては、東京電力(株)カスタマーセンターにお問い合わせください。

◇神奈川カスタマーセンター（第一）

横浜市内（泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部を除く）

- ・契約の変更 0120-99-5771
- ・電気料金等 0120-99-5772

◇神奈川カスタマーセンター（第二）

泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部

- ・契約の変更 0120-99-5775
- ・電気料金等 0120-99-5776

受付時間：月曜日～金曜日（休祝日を除く）9時～19時

土曜日（休祝日を除く）9時～18時